

岩手県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
あい薬局堤ヶ丘店	北上市堤ヶ丘一丁目9番8号	平成30年3月20日
遠野市国民健康保険宮守歯科診療所	遠野市宮守町下宮守29地割85番地2	平成30年4月1日
有限会社中田薬局	釜石市中妻町一丁目20番23号	平成30年3月31日